



報 告 会 の 会 場

熊本で新潟水俣 病判決の報告集会

「新潟水俣病裁判判決報告集
会」が二十二日午後六時から熊本
市水道町の県福祉会館ホールで開
かれ、新潟水俣病弁護団幹事長坂
東克彦弁護士の講演を聞いた。

集会には水俣病患者、患者家族
三人をはじめ水俣病訴訟弁護団、
県総評、学生、医師、一般労働者
など約百五十人が参加、公審を
なくする熊本県民会議、代表らが
あいさつしたあと、坂東弁護士が
「新潟水俣病判決勝利と公害裁
判」と題して講演した。

坂東弁護士は「新潟水俣病が公
表される前に、熊本の水俣病は熊

大によって原因究明がなされてい
たという点で重要な関連を持って
いる。三家族十三人からスタート
した戦いだったが、最終的には全
員が参加し、事実上の勝利をかち
とった意義は大きい。しかし、今
度の判決で戦いが終わったわけ
ではなく、今後は被害者の「生活破
壊」の現状に対して、企業ばかり
でなく、自治体、国家の責任をど
う追及していくかという問題が残
されている。そういう意味で、公
審闘争を単なる企業責任を追及す
る戦いから、職場、労働者、地域
住民の安全と生活を守る戦いに転
換していく必要がある」と強調し
た。